

市町村の社会復帰促進センター 誘致を促す要因

斎 藤 英 明

目次

1. はじめに	61
2. 先行研究	63
3. 実証分析	68
3.1. 誘致自治体の特定と被説明変数	68
3.2. 説明変数	68
3.3. 推定方法と推定結果	70
4. 誘致確率への交付税の影響	77
5. おわりに	78
参考文献	79

1. はじめに

原子力発電所や廃棄物処理施設など迷惑施設あるいは NIMBY (Not In My Back Yard) 施設の立地は、周辺住民から反対運動により建設が難航することが多い。こうした状況について本稿では、一つの方便として、住民にとって施設から被るコストがそこから享受できるベネフィットよりも大きいと認識されているためであると理解し、迷惑施設を立地・建設しようとするならば、少なくともコストを相殺しうるだけのベネフィットを提供しなければならないと考えることにする。裏を返せば、現実には迷惑施設が立地している自治体では、地域住民に

としてコストに見合ったベネフィットが享受できると認識されているはずである。

ところで、迷惑施設であれ他の施設であれ、最終的に受容するか否かの判断を下するのは住民である。しかし、現実的に住民個々の態様を観察することは不可能であるため、本稿は自治体の行動を住民意思の総体として観察し、自治体が迷惑施設を受容する要因を分析する。

本稿で取り上げる迷惑施設は、刑務所としての機能をもつ社会復帰促進センターである。2000年代初頭の日本では、図1が示すように、刑務所の収容定員数を越えて収容すべき人員数が増加し、刑務所の増設が必要になっていた。その際に、国はPFI方式を用いて施設を整備することとし、2021年現在では全国5カ所で稼働している（表1）。当該施設の立地先選定においては、自治体から積極的な応募が寄せられ、誘致合戦とも形容しうる状況となった。つまり、一般的に迷惑施設と見なされる社会復帰促進センターではあるが、ある条件を満たした自治体にとってみれば、コストを上回るベネフィットを提供してくれる「望ましい施設」と認識されていたことになる。

本稿では、どのような条件を満たす自治体が社会復帰促進センターを誘致したのか、すなわち、どのような条件を満たすとき、社会復帰促進センターからのベネフィットがコストを上回ると判断されたのかを定量的に考察することを目的とする。具体的には、日本で最初の社会復帰促進センターの立地先として山口県美祢市が選定されるまでの間の誘致合戦を研究材料とする。以下、本稿は次のように構成される。2節は刑務所誘致に関する先行研究を概観し蓄積されてきた議論を整理する。3節は先行研究を踏まえ社会復帰促進センターを誘致した自治体がどのような条件を満たす団体であったのかについて定量的に考察する。4節は前節での推定結果を利用して、社会復帰促進センターを積極的に誘致するようになる確率（すなわち、当該施設からのベネフィットがコストを上回る確率）に注目したシミュレーションを行う。5節はまとめて本稿を総括する。

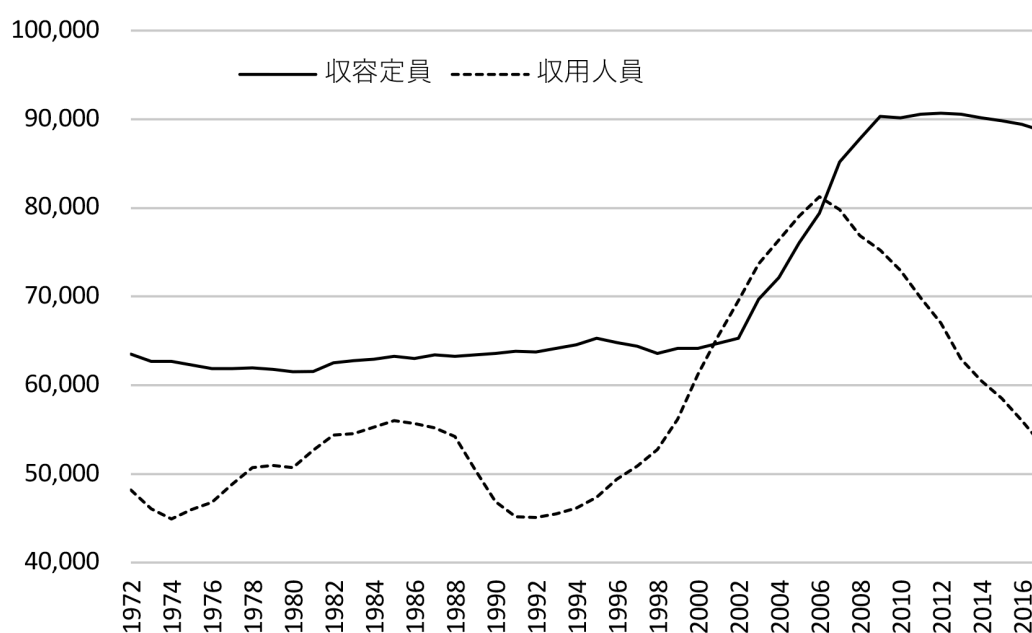


図1 収容定員と収用人員の推移

注 各年の値は法務省『犯罪白書』各年版より引用。

出所 筆者作成。

表1 PFI手法を用いた社会復帰促進センター

名称	所在自治体	稼働開始時期	収容定員
美祢社会復帰促進センター	山口県美祢市	2007年	1,300人
播磨社会復帰促進センター	兵庫県加古川市	2007年	1,000人
喜連川社会復帰促進センター	栃木県さくら市	2007年	2,000人
島根あさひ社会復帰促進センター	島根県浜田市	2008年	2,000人
国際法務総合センター	東京都昭島市	2017年	875人

出所 筆者作成。

2. 先行研究

刑務所の立地先選定に関する研究は、管見の限り日本には十分な蓄積があるとは言えず、刑務所が住民に望まれた施設なのか否かや、誘致による効果について統一的な見解が得られていないが、アメリカでの事例は蓄積されている。

誘致の影響（コストが上回るかベネフィットが上回るか）と分析方法（統計的／叙述的）によって先行研究を分類すると表2のように整理できる。

地域にとってベネフィットが上回ると指摘する研究には Robertson and Ray (1994)、Hoyman (2002)、Che (2005)、Hoyman and Weinberg (2006)、Courtright et al. (2010)、Hannan and Courtright (2011)、そして Bonds (2013) が挙げられる。Robertson and Ray (1994) は、ミシシッピでの刑務所拡張に対する住民の態様について、電話調査から得られた606人の回答をもとに回帰分析を行っている。回帰分析の結果、既存の刑務所施設の存在、経済的利益、人種、教育は、ミシシッピの住民の刑務所拡大に対する態度の有意な要因であることを明らかにしている。Hoyman (2002) はノースカロライナ州のカウンティを対象として分析を行い、刑務所の雇用への貢献が誘致の要因であることを示している。Che (2005) はペンシルベニア州の刑務所を研究対象に定め、刑務所建設に対して反対する住民はいたものの、建設により雇用が創出され、刑務所建設を利用することで都市部と農村部が平等な持続可能な発展を遂げられることを主張している。Hoyman and Weinberg (2006) もノースカロライナ州のカウンティを対象として、分析ではプロビット分析を行い、刑務所の雇用への貢献が誘致の要因であることを示している。実証分析の結果は、大卒割合、持ち家率、そして人口密度が有意な結果を示しているが、いずれも事前に予測された符号条件を満たさず、これらの変数がプラスで誘致に影響するというやや奇妙な結果が示されている。Courtright et al. (2010) は、ペンシルベニア州の4つの農村地域に位置する州の矯正施設の経済的影響に関して、コミュニティの満足度と認識を調査している。そして、刑務所が矯正機関を既に誘致しているか、または誘致を検討している農村地域社会に利益をもたらすことを示唆している。そのため、刑務所と誘致先の地域の緊張関係を緩和し、誘致することを勧めている。Hannan and Courtright (2011) も Courtright et al. (2010) と同じようにペンシルベニア州の農村を対象としている。この研究も刑務所の設置は地域経済に好影響をもたらすことを示している。分析は郵便調査によるアンケート調査(サンプル数=3,160)をもとに地域経済への影響を分析し、

順序ロジットモデルによって行われている。分析の結果、施設からの距離、刑務所に起因する地元の雇用創出の認識は地域経済に好影響を与える一方で、住民の安全上の懸念は経済に対して悪影響をもたらすという結果を得ている。Bonds（2013）はオレゴン州のマドラスを対象地として刑務所建設を用いた都市の再開発を調査している。特に白人の視点から研究が行われており、統計的な手法ではなく、地域の白人指導者の主張という形でまとめられている。その結果、マドラスでは、刑務所が建設されることで白人以外の人種が流入する懸念以上に、刑務所を建設することが経済発展を促し、高所得者層と低所得者層の住宅地を分け、都市が作り直されることが示唆されている。一方で先行研究では地域にとってコストが上回ると指摘するものとしては Blankenship and Yanarella（2004）、Tootle（2004）、King et al.（2004）、Hooks et al.（2004）、Whitfields（2008）が挙げられる。

Blankenship and Yanarella（2004）はバージニア州のワイス郡を対象に研究を行い、農村分の刑務所誘致は農村部を不要なものの廃棄場という立場に追いやっており、議会議員などにとっては魅力的な政策に映るものの、近視眼的な政策であると指摘している。Tootle（2004）は、これまでの研究を踏まえ、刑務所は必ずしも農村部の経済的発展に寄与することを示唆しつつ、政策立案者、利害関係者、研究者の間での情報共有を始めとする対話が不足しているため、刑務所の正確な影響は測れないと指摘している。King et al.（2004）は、1977年から2000年にニューヨーク州に設置された刑務所を対象にして刑務所の雇用と所得に与える影響について実証分析を行っている。実証分析から、刑務所は失業率に影響を持たず、所得に対してのみ影響を持つことを示している。しかも、1人当たり所得に対してマイナスで影響している。この結果に鑑みれば、刑務所誘致は地域にとって悪影響をもたらすと解釈できる。

Hooks et al.（2004）は、1969年から1994における既存・新設の刑務所が地域の雇用に与えた影響について、対象地域を都市部と郊外に分

けて実証的に分析し、刑務所が郊外の雇用に対して影響を持たないことを示している。さらに分析を進め、郊外を雇用増加の早い地域と遅い地域に分け、4つのパターンの地域が公共部門と民間部門の雇用に与える影響を推計し、公共部門の雇用はプラスの結果を示すものがあつたものの、民間部門の雇用に対してはマイナスの影響を示す結果を得ている。この結果から刑務所は地域経済の発展に貢献するとは言えないと結論付けている。Whitfields (2008) では、1990年代の研究は刑務所が治安、生活の質、そして地価に悪影響がないと主張され、刑務所が地域経済を活性化させることが期待された一方で、実際の研究結果は、刑務所が地域に経済的ベネフィットをもたらさないことを指摘している。期待とは裏腹な結果が示されていることについて、この論文では刑務所にかかる費用、維持費といった内部的な費用と、刑務所がもたらす雇用創出、受刑者家族への影響、その他の住民に対する影響など、外部の影響を同時に測定していないことを挙げている。

刑務所立地でコストがベネフィットを上回る理由について、先行研究では、①受刑者の家族が地域に流入することで、インフラ整備（学校施設や上下水道など）が地域のコストとなる、②刑務所が必要とする技術と地域の住民が有している技術が異なることで雇用のミスマッチが生じること、③刑務所の高所得職位者が地域に居住せず、地域外から通勤すること、④刑務所が設置されたことで地域のイメージが下がり、企業の投資が減少し、投資を行う企業は全国的に展開する大企業に限定され、地域に利益が還元されない、⑤それに伴い、地元企業が淘汰されてしまう、といった点が挙げられている。

先行研究は刑務所が地域の雇用など経済的要因の影響が主眼に置かれている。しかし、誘致要因として経済的要因以外にも財政的要因も考えられる。先行研究で上位政府から下位政府への補助金を考慮しているのが Huling (2002) である。この研究では、1996年にニューヨーク州の州知事が州北部に刑務所を建設する時に、インフラ整備の1つとして連邦補助金を申請したことに触れている。しかし、この補助金

がどのような影響を地域にもたらしたかといったことには触れていない。また、この研究に鑑みると、日本の地方交付税のように建設をすれば自動的に上位政府から財政移転や補助金が行われるわけではなく、あくまで州が申請をしたために補助金が受け取れたと解釈できる。したがって、アメリカの場合、補助金目当てに刑務所を建設するというインセンティブはそもそも存在しにくい。

アメリカの刑務所に関する先行研究を観察すると、刑務所誘致が住民の雇用や所得、あるいは誘致した地域の治安や人種的対立への懸念に主眼を置いたものが多いことがわかる。一方で、上位政府から下位政府への補助金など、自治体が享受できる財政的ベネフィットの影響に着目した研究はあまり蓄積されていないため、それらが持つ影響が定かではない。日本を考察対象とする本稿では、国から地方自治体への財政移転である地方交付税や補助金である国庫支出金が財政運営に大きく影響を与えていることを踏まえ、特に地方交付税の影響を考慮した分析を行う。

表2 先行研究の分類

誘致の影響	分析方法	
	統計的	叙述的
ベネフィットが大きい	Robertson and Ray (1994)	Che (2005)
	Hoyman (2002)	Bonds (2013)
	Hoyman and Weinberg (2006)	
	Courtright et al. (2010)	
	Hannan and Courtright (2011)	
コストが大きい	King et al. (2004)	Blankenship and Yanarella (2004)
	Hooks et al. (2004)	Tootle (2004)
	Whitfields (2008)	

出所 筆者作成。

3. 実証分析

3.1. 誘致自治体の特定と被説明変数

朝日新聞（2004年1月26日朝刊）によれば、2004年1月、わが国で最初の社会復帰促進センターの立地先として山口県美祢市が選定されるまでの間に53の自治体が当該施設の誘致を検討していたとされるが、自治体名はそこに明示されていない。山口県美祢市を選定した委員会を所管する法務省に問合せたものの、公開された資料からは、最終候補に残ったごく少数の自治体名のみを確認できるに過ぎない。そこで、本稿では、「日経テレコン21（代行検索）」を用いて、2000年1月1日から美祢社会復帰促進センターの選定が報じられた2004年1月25日を対象期間とし、全国紙、地方紙、および専門紙を探索対象とした記事検索を行い、社会復帰促進センターに関心を寄せた42自治体を確認することができた（表3）。本稿では、この42自治体を誘致に関心を示した潜在的な「誘致自治体」と認定し、これらを1とし、それ以外の自治体を0とする二値変数を作成し、後述するロジスティック分析における被説明変数とする。

誘致自治体に関して人口と財政力指数の関係をプロットすると図2のように示される。いずれの自治体も交付団体であり、特に財政力指数0.3以下かつ人口10,000人以下という自治体が誘致に積極的であったことがうかがえる。こうした自治体は確たる産業基盤を有していないと推察でき、社会復帰促進センターの誘致により財政状況のみならず社会経済状況の改善を期待したのではないかと考えられる。

3.2. 説明変数

社会復帰促進センターは、産業としての裾野は極めて狭く、刑務官などの公務員が転入し新しい集落が形成されるものの人口増加は局地的である。地元経済にとっては、食糧や身の回り品の消費増が期待できるものの、地元住民へ多くの雇用機会が提供されるわけではない。

さりながら、財政力の低い自治体が社会復帰促進センターの誘致に関心を寄せるのには理由がある。刑務所の収容人員は国勢調査上の人口に含まれるため、データの上では、刑務所新設は収容人員数分だけ当該地域の人口増加につながる。地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額では、国勢調査人口が測定単位となるものが含まれており、刑務所新設による人口増は地方交付税増額にはつながる。ただし、その金額は決して莫大なものではない。僅かな雇用機会の増加であれ、大きくはない地方交付税額の増額であれ、人口規模の小さい自治体にとってみれば、決して軽視できないベネフィットとして認識できるかもしれない。財政的に困窮する自治体、人口減少が続く自治体などであれば、なおさらではなかろうか。

こうした着眼点から、本稿では、社会復帰促進センターの誘致を積極的に行った自治体が満たすであろう条件として、以下のような項目を考えることとした。すなわち、増額が期待される一人当たり地方交付税の2000年度一人当たり地方交付税額に対する割合（以下、交付税の影響と表す）、公債費比率、失業率、面積、そして人口変化率である。さらに、本稿の考察対象が NIMBY 施設である点に配慮し、既存の刑務所や少年院など類似した行刑施設を有しているか否かのダミー変数（有している自治体を1、それ以外を0。以下、行刑施設の有無と表す）を説明変数に追加する。Greenberg (2009) では、関連施設を集中的に立地させる政策 (CLAMP ; concentrating locations at major plants) は、地権関係、集約によるベネフィットなどの理由から有力であると論じられているが、行刑施設の場合には、そうした理由に加えて、住民が迷惑施設に慣れていること、あるいは経験的にリスクが低いことを理解していることなどが受け入れを容易にするものと考えられる。ただし、行刑施設の所在地に関しては2021年現在の住所が法務省の web サイトに公開されている。市町村合併の影響により2000年時点と2021年で所属自治体が異なる場合があるため、ArcGIS Pro を用いて現時点の行刑施設の位置と2000年時点の行政区域を表示し、重なり合う場所から2000

年時点の行刑施設の所属自治体を整理している。これら説明変数の作成方法および出所をまとめたものが表4である。

また、表4では、社会復帰促進センターの誘致へ向けて、各説明変数が与える影響のプロセスを考えて時間軸で整理している。表中で「過去」に分類される人口変化率は、1995年度から2000年度の変化率を作成し、これを分析に使用する。「現在」に分類される変数は、2000年度の値を分析に用いる。「未来」に分類される交付税の影響は、仮に誘致に成功した場合に得られるであろう財政的ベネフィットであって、2000年時点の自治体にとっては見込額である。法務省（2007）では社会復帰促進センターの経済財政的効果を報告しており、その中には地方交付税の増加額も含まれている。しかし、ここでの増加額は立地後から見た振り返りであって2000年時点では自治体が知ることができない。本稿は2000年時点で自治体が予測できた金額をもとに誘致判断を行ったと考え見込額の推計を試みる。地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額を人口と面積で回帰し（表5）、得られた人口の係数に社会復帰促進センター立地によって増加する人口数（1,995人⁽¹⁾）を掛け、地方交付税の増額と見なした（約3.8億円）。推定ではこの増額を人口数で除したものをさらに一人当たり地方交付税で除し、「交付税の影響」の変数名で用いる。

3.3. 推定方法と推定結果

社会復帰促進センターの誘致によりベネフィットが期待できるとはいえ、諸条件が異なる市町村では誘致する要因も一様ではなかろう。特に市と町村では人口や財政力の差が大きいため、これらを一括りに推定することはいささか強引であろう。推定は市と町村に分けて行い、類似性の観点から人口、財政状況、そして経済状況により対象を限定する。政令指定都市など人口の多い自治体や財政力に優れた市町村では誘致によるベネフィットよりも住民からの反対などコストが大きく、誘致するインセンティブが薄いと考えるのが自然であろう。誘致自治

体の状況に鑑み人口に関して市は50,000人以下、町村は18,000人以下を対象に、また、財政力に関してはいずれも財政力指数0.65以下の自治体の対象とする⁽²⁾。さらに、「市町村の類型」に基づき第三次産業人口割合が市は65%未満、町村は55%未満の自治体を対象とする。

被説明変数が二値であるため推定方法はロジスティック分析を用い、説明変数は前項で示した各変数である。ただし、対象サンプル内では誘致した市が行刑施設を有していなかったため、行刑施設の有無に関しては町村での分析においてのみ変数に加えている。これらの変数に関する基本統計量は表6にまとめられる。

地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額は測定単位に国勢調査人口を用いることが多いため、本稿で用いた変数である交付税の影響と人口変化率は相関を持ち、多重共線性が懸念される。相関係数に関しては両変数間での相関はそれほど高くなく(表7)。また、多重共線性に関しては同じ変数を用いた最小二乗法(OLS)を行ったうえでStata/IC 14.2を用いてチェックを行った(表8)。得られた結果から少なくとも統計学的には両変数を加えられると判断し、推定に用いた。

他方で、社会学的視点に鑑みるならば、本稿が仮定しているように人口と地方交付税は関係を有するため両変数を用いることに懸念がある。これに対して本稿では、人口変化率は1995年から2000年の変化、交付税の影響は2000年から2005年の変化を取っている。そのため時間にラグがあるため直接的な関係は無いと想定した。また、人口が減少する状況において施設を誘致することで、少なくとも人口減少に歯止めがかかる一方で地方交付税が増加すると想定し両変数を推定に加えた。

得られた推定結果から、市と町村において誘致に与える要因に共通点と差異が見られる(表9)。定数項を除き市は交付税の影響、公債費比率、失業率、そして面積が統計的に有意な結果が示され、いずれも正であった。他方、町村に関しては定数項を除き公債費比率と人口変化率、そして行刑施設が統計的に有意な結果を示し、公債費比率と行

刑施設が正、人口変化率は負の影響を示した。財政状況を表す公債費比率は市町村共通の誘致要因と成り得る。いずれも正であり財政状況の芳しくない市町村ほど誘致に前向きになることがうかがえる。

公債費比率以外は市と町村で誘致要因が異なる。市に関しては、交付税の影響が大きいほど誘致に前向きになりやすく、社会復帰促進センターによるベネフィットを期待していることがうかがえる。また、失業率が高い市が誘致に前向きになりやすいという結果から、財政のみならず雇用創出など経済的なベネフィットを期待していることがうかがえる。町村に関しては公債費比率以外では人口が減少している自治体ほど誘致に前向きになりやすい一方で、市のように交付税の影響は必ずしも誘致に影響を与えるわけではない。この結果は町村が誘致によるベネフィットを期待する以上に現状に危機感を抱いていることを表しているのではなかろうか。すなわち、受刑者であれ何であれ、人口減少に歯止めがかからない町村にとって人口が増加する要因はありがたく、将来的なベネフィットよりも重要であると捉えているのであろう。行刑施設を有している自治体は社会復帰促進センターの誘致に前向きになりやすいことが示された。こうした傾向は青森県や福井県などにおける原子力関連施設の集積などにも見られるものであり、Greenberg (2009) による CLAMP の仮説とも整合的である。上記の統計的に有意となった説明変数の分析結果は、いずれも無理なく理解できるもので直観に適ったものとなっている。

表3 誘致参加が確認できた自治体

市町村名	国勢調査人口	財政力指数	市町村名	国勢調査人口	財政力指数	市町村名	国勢調査人口	財政力指数
網走市	43,395	0.38	苫前町	4,645	0.12	石見町	6,484	0.18
苫小牧市	172,086	0.84	羽幌町	9,364	0.19	桜江町	3,604	0.12
稚内市	43,774	0.35	利尻町	3,417	0.09	金城町	5,216	0.18
芦別市	21,026	0.22	留辺蘂町	9,356	0.19	旭町	3,198	0.14
名寄市	27,760	0.29	白滝村	1,405	0.10	弥栄村	1,789	0.13
三笠市	13,561	0.17	鷗川町	7,232	0.23	三隅町	8,073	0.65
根室市	33,150	0.29	新冠町	6,204	0.19	竹原市	31,935	0.65
福島町	6,795	0.23	本吉町	12,101	0.23	芸北町	2,958	0.19
木古内町	6,665	0.21	横手市	40,521	0.50	甲山町	6,875	0.29
長万部町	8,032	0.18	喜連川町	11,310	0.65	世羅町	8,768	0.27
蘭越町	6,215	0.16	門前町	8,150	0.19	世羅西町	4,047	0.16
岩内町	16,726	0.33	加古川市	266,170	0.85	美祢市	18,638	0.41
栗山町	14,847	0.31	浜田市	47,187	0.50	東予市	32,993	0.53
沼田町	4,373	0.13	瑞穂町	5,304	0.17	枕崎市	26,317	0.34

注 人口は国勢調査人口。いずれも2000年度の値。

出所 筆者作成。

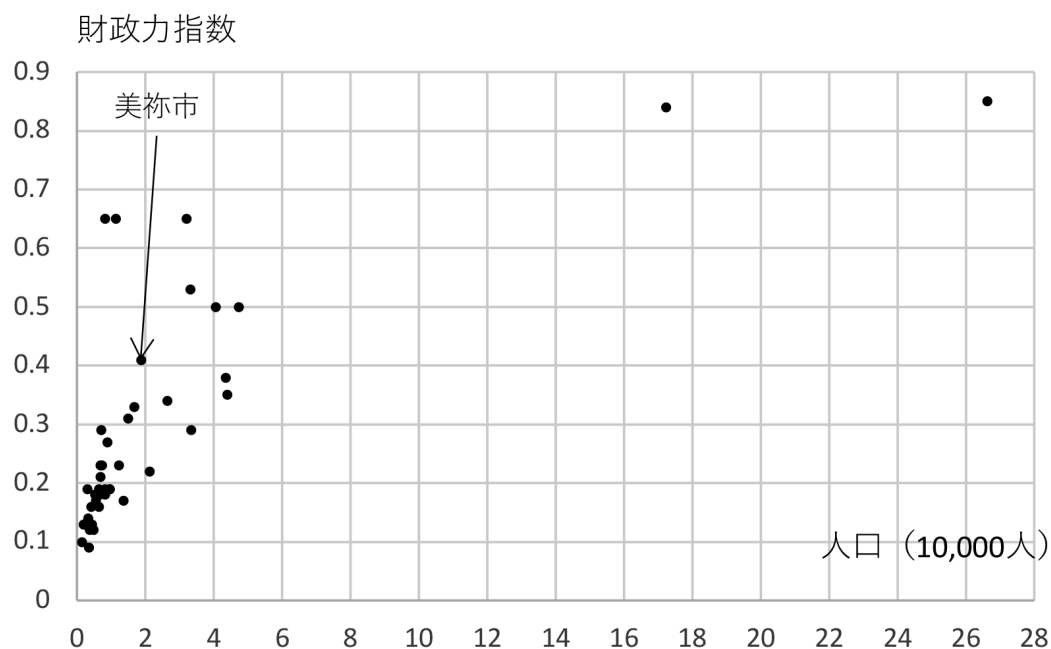


図2 誘致団体の人口と財政力指数の関係

注 人口、財政力指数ともに2000年度の値。

出所 筆者作成。

表 4 説明変数およびデータの出所

変数名 (単位)	変数作成方法	時間軸	データの出所
交付税の影響 (%)	一人当たり地方交付税増額/2000年度一人当たり地方交付税	未来	政府統計の総合窓口 「都道府県・市区町村のすがた (社会・人口統計体系)」 < https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview >
公債費比率 (%)	公表データをそのまま使用	現在	
失業率 (%)	2000年度完全失業者数/2000年度労働力人口	現在	
面積 (km ²)	公表データをそのまま使用	現在	
人口変化率 (%)	1995年度から2000年度の国勢調査人口変化率	過去	
行刑施設ダミー	行刑施設を有する自治体に1、それ以外の自治体に0をとる二値	現在	法務省「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」 < http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16.html >

出所 筆者作成。

表 5 基準財政需要額の回帰

(1)	
VARIABLES	基準財政需要額
2000年度国勢調査人口	191.3787*** (6.8152)
2000年度面積	4,532.9425*** (1,085.6526)
定数項	-309350.8856** (135,240.6697)
Observations	3,218
R-squared	0.9747

注 Stata/IC 14.2を用いており、括弧内はロバスト標準誤差を表す。*** p<0.01、** p<0.05、* p<0.1。

出所 筆者作成。

表 6 基本統計量

Variable	市				町村			
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
誘致自治体	0.0429	0.2034	0.0000	1.0000	0.0145	0.1194	0.0000	1.0000
交付税の影響	0.0785	0.0191	0.0458	0.1886	0.2078	0.0763	0.0404	0.8088
公債費比率	0.1599	0.0286	0.0870	0.2480	0.1418	0.0382	0.0180	0.3180
失業率	0.0410	0.0117	0.0188	0.0926	0.0319	0.0133	0.0040	0.1218
面積	194.5247	152.9407	15.9800	865.0700	115.3849	130.8366	3.7400	1408.0900
人口変化率	-0.0234	0.0314	-0.1358	0.0641	-0.0371	0.0440	-0.3079	0.4407
行刑施設ダミー	0.0429	0.2034	0.0000	1.0000	0.0031	0.0560	0.0000	1.0000

注 Stata/IC 14.2を用いた。サンプル数は市=163、町村=1591。

出所 筆者作成。

表 7 変数間の相関係数

変数間の相関係数 (市)				変数間の相関係数 (町村)			
交付税の影響	公債費比率	失業率	面積	交付税の影響	公債費比率	失業率	面積
1.0000				1.0000			
交付税の影響	-0.2057	1.0000		交付税の影響	-0.1652	1.0000	
公債費比率	-0.0471	0.0314	1.0000	公債費比率	-0.0488	-0.0013	1.0000
失業率	-0.4579	-0.0782	-0.1750	失業率	-0.4144	0.0204	-0.2332
面積	0.2487	-0.0819	-0.1932	面積	0.1111	-0.0549	1.0000
人口変化率				人口変化率	0.0054	0.0042	-0.2085
				行刑施設ダミー	-0.0091	0.0268	1.0000

注 Stata/IC 14.2を用いた。

出所 筆者作成。

表 8 多重共線性の判定

市			町村		
Variable	VIF	1/VIF	Variable	VIF	1/VIF
面積	1.61	0.6195	面積	1.35	0.7384
交付税の影響	1.40	0.7157	交付税の影響	1.28	0.7812
人口変化率	1.29	0.7758	失業率	1.09	0.9194
失業率	1.14	0.8746	人口変化率	1.05	0.9529
公債費比率	1.10	0.9084	公債費比率	1.03	0.9671
			行刑施設ダミー	1.00	0.9992
Mean VIF	1.31		Mean VIF	1.13	

注 Stata/IC 14.2を用いた。表は VIF の値が大きい順に並べている。

出所 筆者作成。

表 9 推定結果

VARIABLES	(1)	(2)	(3)	(4)
	市	dy/dx1	町村	dy/dx2
交付税の影響	36.2749** (16.7566)	1.2896* (0.7259)	-4.6598 (5.2520)	-0.0645 (0.0740)
公債費比率	26.8252** (10.8576)	0.9536** (0.4409)	12.8283** (5.8227)	0.1775** (0.0864)
失業率	43.7829* (23.0552)	1.5565* (0.8548)	-30.5662 (28.2548)	-0.4230 (0.3983)
面積	0.0044** (0.0022)	0.0002* (0.0001)	0.0012 (0.0012)	0.0000 (0.0000)
人口変化率	-14.3968 (11.7732)	-0.5118 (0.4510)	-10.7081** (4.5077)	-0.1482** (0.00692)
行刑施設ダミー			3.5720** (1.4262)	0.0494** (0.0219)
定数項	-13.9314*** (3.4077)		-5.1386*** (1.9689)	
Observations	163	163	1,591	1,591
Pseudo R2	0.205		0.0995	
log likelihood	-22.97		-108.3	

注 Stata/IC 14.2を用いており、括弧内はロバスト標準誤差を表す。*** p<0.01、

** p<0.05、* p<0.1。

出所 筆者作成。

4. 誘致確率への交付税の影響

社会復帰促進センターは原子力発電所などと違い莫大なベネフィットが自治体にもたらされるわけではないが、市に関してはベネフィットへの期待が誘致に影響を持つことが示された。本稿の結果は、迷惑施設と分類される施設であったとしても、自治体に十分なベネフィットを提示することで受容施設に転換できる可能性があることを示唆している。したがって、自治体が迷惑施設を受容施設と認識しうるようなベネフィットの境界線を示すことは、社会復帰促進センターのみならず高レベル放射性廃棄物最終処分場や自衛隊の演習場など他の迷惑施設の立地においても応用できる可能性があり、政策的に有益であろう。

ベネフィットによる誘致確率への影響を推計するために、本稿の推定結果を用いてロジスティック変換の逆変換を行い、地方交付税の変化と誘致確率の関係から迷惑施設が受容施設に転換する水準の推計を試みる。推定結果から他の変数を平均値で固定し、交付税の影響のみを変化させたときの誘致確率をプロットすれば図3のように示され、散布図から交付税の影響の増加とともに誘致確率が上昇することがうかがえる。推定で用いたように横軸の交付税の影響は期待される一人当たり地方交付税増額の2000年度一人当たり地方交付税に対する割合であり、自治体が享受するベネフィットの大きさである。縦軸の50%を自治体行動の境界線と読み取れば、それよりも高い領域では自治体は誘致に傾倒しやすく、低い領域では誘致に消極的になると解釈できる。交付税の影響に照らし合わせれば、誘致確率50%となるのは約19.50%であり、これを超える影響がある場合はさらに誘致確率は高まる。言い換えると、他の変数を制御したうえで現在の一人当たり地方交付税に対し約19.50%以上の増額が期待できるのであれば、自治体にとって社会復帰促進センターは迷惑施設から受容施設へと転換する蓋然性が高まると考えられる。

誘致確率

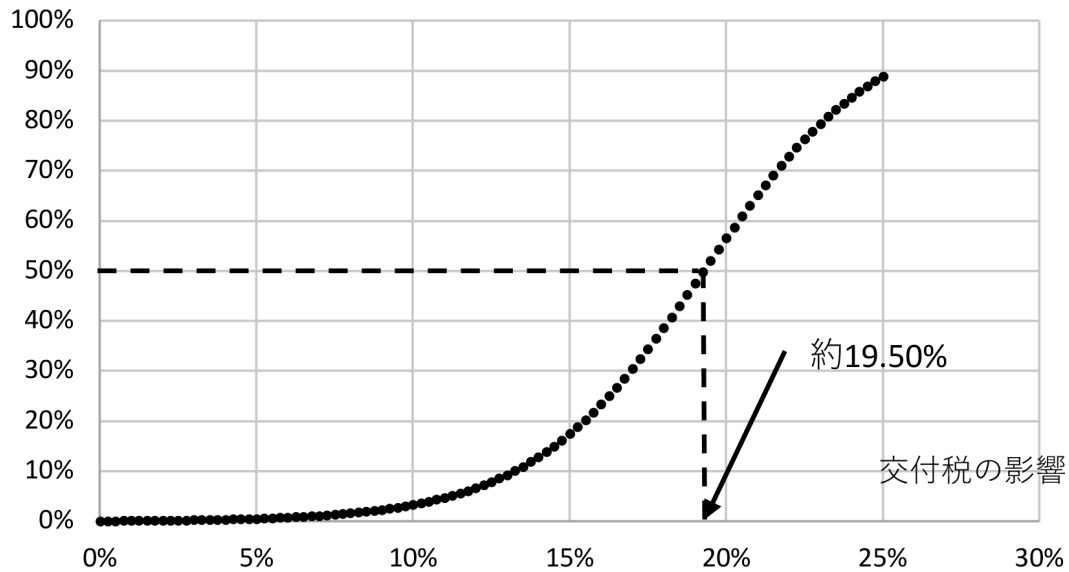


図3 交付税の影響による誘致確率の変化

出所 筆者作成。

5. おわりに

住民が忌避し、それによりいずれの自治体からも立地を敬遠されるような施設が迷惑施設と認識されるが、真に迷惑施設であるならば立地されることはないだろう。いずれかの自治体に立地し存在する以上施設は迷惑施設ではなく受容施設であり、そこには受容を促す何らかの要因が存在する。反対に、高レベル放射性廃棄物最終処分場など、遅々として立地が進まず、誘致を検討する自治体でさえ少数といった状況にある施設に関しては受容を促す要因が不足していると考えられる。

本稿が着目した社会復帰促進センターは自治体の自発的な誘致を受けた。したがって、特定の自治体にとって社会復帰促進センターは迷惑施設ではなく受容施設であり、コストをベネフィットが上回ると認識された施設であった。本稿の分析結果に基づけば、自治体の財政状況に加え、期待される交付税の影響も誘致に影響する。国からの補助金など金銭供与による迷惑施設の誘致誘導は時に感情的な批判を招き

やすく、時には地域住民間の対立を煽りかねない。しかし、金銭供与は迷惑施設を受容してくれた、あるいは受容してくれる自治体に対する正当な対価であり、決して忌むべき手段ではない。むしろ、正当な対価であるとの認識のもと、十分な金額を自治体に提示することが政策遂行者の責務であろう。

推定結果をもとにして行った本稿の推計は自治体が迷惑施設を迷惑と見なさなくなる点が存在することを示すものである。今後、高レベル放射性廃棄物最終処分場や産業廃棄物処理施設など、他の迷惑施設の立地研究に拡大することが今後の課題である。

参考文献

- (1) Whitfield, Dexter. (2008) “Economic Impact of Prisons in Rural Areas A Literature Review”, *European Services Strategy Unit*, 1-26.
- (2) Orrick, David (1989) “New construction as a solution to jail overcrowding: Some policy and funding considerations”, *American Journal of Criminal Justice*, 14 (1), 71-86.
- (3) Walker, Hannah L., Rebecca U. Thorpe, Emily K. Christensen, and JP Anderson (2016) “The Hidden subsidies of rural prisons: Race, space and the politics of cumulative disadvantage”, *Punishment & Society*, 19 (4), 393-416.
- (4) Courtright, Kevin E., Susan Packard, Michael Hannan, and Edward T. Brennan (2010) “Prisons and Rural Pennsylvania Communities: Exploring the Health of the Relationship and the Possibility of Improvement”, *The Prison Journal*, 90 (1), 69-93.
- (5) 喜連川社会復帰促進センター<<https://www.kitsuregawa-center.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (6) King, Ryan S., Marc Mauer and Tracy Huling (2004) “An Analysis of The Economics of Prison Siting in Rural Communities”, *Criminology & Public Policy*, 3 (3), 453-480.
- (7) Greenberg, Michael R. (2009) “NIMBY, CLAMP, and the location of new nuclear-related facilities: U.S. national and 11 site-specific surveys.”, *Risk Analysis*, 29 (9), 1242-1254.
- (8) 国土交通省「国土数値情報ダウンロード」<<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>> (2021年7月25日閲覧)。
- (9) 島根あさひ社会復帰促進センター<<http://www.shimaneasahi-rpc>

- go.jp/> (2020年12月27日閲覧)。
- (10) 政府統計の総合窓口「都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）」<<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview>>
- (11) Turner, Robert C. and David Thayer (2003) “Yes in My Backyard! Why Do Rural Communities Use Prison Based Economic Development Strategies?”, <http://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download;jsessionid=CD B3492F5F35C1AAD292153DB011441D?doi=10.1.1.529.5924&rep=rep1&type=pdf>. (2020年12月27日閲覧)。
- (12) Che, Deborah (2005) “Constructing a Prison in the Forest: Conflicts Over Nature, Paradise, and Identity”, *Annals of the Association of American Geographers*, 95 (4), 809-831.
- (13) Tootle, Deborah M. (2004) “The Role of Prisons In Rural Development: Do They Contribute to Local Economies?”, <https://www.prisonlegalnews.org/media/publications/Prisons%20as%20Rural%20Development%20Economic%20Study%20Deborah%20M.%20Tootle%202004.pdf>. (2020年12月27日閲覧)。
- (14) 播磨社会復帰促進センター<<http://www.harima-rpc.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (15) Hannan, Michael J. and Kevin E. Courtright (2011) “Exploring the Perception of Economic Impact of State Correctional Institutions in Rural Pennsylvania”, *International Journal of Business and social Science*, 2 (22), 51-69.
- (16) 福岡県「類似団体比較カード（平成13年度から令和元年度）」<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ruidancard.html>> (2021年7月26日閲覧)。
- (17) Hooks, Gregory, Clayton Mosher, Thomas Rotolo and Linda Lobao (2004) “The Prison Industry: Carceral Expansion and Employment in U.S. Counties, 1969-1994”, *Social Science Quarterly*, 85 (1), 37-57.
- (18) Huling, Tracy (2002) Building a Prison Economy in rural America, In Marc Mauer and Meda Chesney-Lind (eds.), *Invisible Punishment: The Collateral Consequences of Mass Imprisonment*, New York: The New Press.
- (19) Blankenship, Susan and Ernest J. Yanarella (2004) “Prison Recruitment as a Policy Tool of Local Economic Development: A Critical Evaluation”, *Contemporary Justice Review*, 7 (2), 183-198.
- (20) Hoyman, Michele (2002) “Prisons in North Carolina: Are They a Viable Strategy for Local Communities?”, *International Journal of Economic Development*, 4 (1), 1-35.
- (21) Hoyman, Michele and Micah Weinberg (2006) “The Process of Policy Innovation: Prison Sitings in Rural North Carolina”, *The Policy Studies*

- Journal*, 34 (1), 95-112.
- (22) 法務省 (2017) 「PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議 報告書」 <<http://www.moj.go.jp/content/001222161.pdf>> (2020年12月23日閲覧)。
- (23) 法務省「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」 <http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html> (2020年12月29日 閲覧)。
- (24) 法務省『犯罪白書』 <http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html> (2020年12月23日閲覧)。
- (25) Bonds, Anne (2013) “Economic Development, Racialization, and Privilege: “Yes in My Backyard” Prison Politics and the Reinvention of Madras, Oregon”, *Annals of the Association of American Geographers*, 103 (6), 1389-1405.
- (26) 美祢社会復帰促進センター <<https://www.mine-center.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (27) Robertson, Craig T. and Melvin C. Ray (1994) “Public attitudes toward prison capacity expansion in Mississippi”, *American Journal of Criminal Justice*, 19 (1), 99-115.
- (1) 2007年稼働時の受刑者（男）500人、受刑者（女）500人。国職員175人、民間職員約820人の合計。
- (2) 東京都三宅村は火山運動に伴う全島避難の影響で、2000年時点での国勢調査人口が0人となっていたため、これはサンプルから除外している。また、これらの条件付けを行ったため誘致が報道された市町村のうち財政力指数が0.65を超える自治体はサンプルから除いた。

